

令和 7 年度財務省政策評価実施計画等の一部変更について

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせた P B 黒字化を目指す。（中略）債務残高対 G D P 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」等とされたことを受け、令和 7 年度財務省政策評価実施計画及び政策評価の事前分析表について所要の変更を行います。

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和7年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政 (総合目標1)

我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指す、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標2)

コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理 (総合目標3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム (総合目標4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標2)

- 2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

2. 「総合目標」等の一部変更について

【総合目標 1（財政）】

（1）「総合目標 1（財政）」・「総合目標の内容及び目標設定の考え方」の一部変更について

	現行	変更後
総合目標 1 (財政)	我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めると同時に、 <u>2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指す</u> とともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、 <u>債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す</u> との財政健全化目標について、今年の骨太の方針も踏まえ、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、 <u>2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指す</u> との財政健全化目標について、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。
総合目標の 内容及び 目標設定の 考え方	我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和6年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、<u>1,266.0兆円（対GDP比206.6%）</u>に達すると見込まれます。 特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。 こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以	我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和7年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、<u>1,281.6兆円（対GDP比201.0%）</u>に達すると見込まれます。 特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。 こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以

	現行	変更後
	下「骨太の方針2024」といいます。)の「経済・財政新生計画」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標(2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。)に取り組むとともに、2025年度から2027年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力をすることとされています。その際、EBPMによるワイズスペンディング(効果的・効率的な支出)を徹底することとされています。 また、施政方針演説において、「経済・財政新生計画」の枠組みの下、今年の骨太の方針において、早期のプライマリーバランス黒字化実現を含め、今後の財政健全化に向けた取組を示すこととされました。引き続き、経済あつての財政との考え方の下、経済再生と財政健全化の両立を図っていく必要があります。 これらを踏まえ、上記の目標を設定します。	下「骨太の方針2025」といいます。)においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(以下「骨太の方針2024」といいます。)で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとともに、2025年度から2027年度までの3年間、「骨太の方針2024」の「経済・財政新生計画」で示された歳出改革努力を継続することとされています。その際、EBPMによるワイズスペンディング(効果的・効率的な支出)を徹底することとされています。 これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

(2)「総合目標」を構成する「テーマ」の一部変更について

	現行	変更後
総1-1	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標について、今年の骨太の方針も踏まえ、その達成を目指す	2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す

(3)「測定指標」の一部変更について

	現行	変更後
総1-1-A-1 (定量的な測定指標)	(測定指標名) 財政健全化目標の達成に向けた取組	(測定指標名) 変更なし
	(目標値) <u>2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標について、今年の骨太の方針も踏まえ、その達成を目指す</u>	(目標値) <u>2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すし、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すとの財政健全化目標について、その達成を目指す</u>
	(目標値の設定の根拠) 「骨太の方針2024」において、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標（ <u>2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。</u> ）に取り組むとあり、施政方針演説において、「経済・財政新生計画」の枠組みの下、今年の骨太の方針において、早期のプライマリーバランス黒字化実現を含め、 <u>今後の財政健全化に向けた取組を示すこととされているためです。</u>	(目標値の設定の根拠) 「骨太の方針2025」において、「骨太の方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、 <u>2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すし、その上で、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すし、引き続き経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させることとされているためです。</u>

	現行	変更後
総1-1-B-1 （定性的な 測定指標）	（測定指標名） 社会保障・税一体改革の継続的な実施と <u>社会保障制度の基盤強化</u>	（測定指標名） 社会保障・税一体改革の継続的な実施と <u>持続可能な社会保障制度の確立</u>
	（目標の内容） 社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」に基づき、歳出改革努力を継続し、 <u>経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。</u> 具体的な改革項目としては、「経済・財政新生計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。	（目標の内容） 社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」に基づき、歳出改革努力を継続し、 <u>経済再生と財政健全化の両立に取り組みます。</u> 具体的な改革項目としては、「経済・財政新生計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。
	（目標の設定の根拠） （前段略） また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」で新たに策定された「経済・財政新生計画」に基づき、歳出改革努力を継続し、 <u>経済成長と財政の持続可能にするための基盤固めを行うことが重要です。</u> このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。	（目標の設定の根拠） （前段略） また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」に基づき、歳出改革努力を継続し、 <u>経済再生と財政健全化を両立させることが重要です。</u> このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。

【総合目標 2（税制）】

「総合目標 2（税制）」・「総合目標の内容及び目標設定の考え方」の一部変更について

	現行	変更後
総合目標 2 （税制）	<u>デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現する</u> との基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の <u>経済社会の構造変化</u> に対応する観点から、 <u>税体系全般にわたる見直しを進める</u> 。	<u>コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現する</u> との基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の <u>経済社会の構造変化</u> に対応したあるべき税制の具体化に向け、 <u>税体系全般にわたる見直しを進める</u> 。
総合目標の 内容及び 目標設定の 考え方	（前段略） 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、<u>これまでの財政健全化目標に取り組むこと</u>としています。 税制については、<u>デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現する</u>との基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「骨太の方針2024」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等も踏まえ、<u>応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、E B P Mの取組を着実に強化しながら、税体系全般の見直しを進めること</u>としています。	（前段略） 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、<u>2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すこと</u>とされています。 税制については、「骨太の方針2025」等を踏まえ、<u>コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現する</u>との基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「骨太の方針2025」においては、<u>物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、E B P Mの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めること</u>としています。

その他、

総合目標 6（財政・経済運営）

政策目標 1（健全な財政の確保）

政策目標 1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）

政策目標 1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）

政策目標 2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標 2－1（賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）

についても、同様の変更を行います。